

平成29年第15回教育委員会議事録

平成29年8月30日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年8月30日（水）午後2時00分～午後3時31分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特別支援教育課長 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
学校整備課長 和 久 井 伸 男 学校整備担当課長 渡 邊 秀 則
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美
所 長
済美教育センター 大 島 晃 済美教育センター 寺 本 英 雄
統 括 指 導 主 事
済美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
就 学 前 教 育 担 当 課 長
副 参 事 倉 島 恭 一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第69号 杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第70号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第71号 区立小・中学校外国人英語教育指導業務受託者候補者選定委員会の設置について
- 議案第72号 「杉並区子ども読書活動推進計画（平成30～33年度）」案について
- 議案第73号 平成29年度杉並区一般会計補正予算（第3号）

(報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (2) 平成29年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施報告について
- (3) 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等の改定について
- (4) 平成29年度「杉並区中学生海外留学事業（第5期）」の実施報告について
- (5) 杉並区立中央図書館改修基本計画について

目次

議案

議案第69号	杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則	4
議案第70号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第71号	区立小・中学校外国人英語教育指導業務受託者候補者選定委員会の設置について	10
議案第72号	「杉並区子ども読書活動推進計画（平成30～33年度）」案について	12
議案第73号	平成29年度杉並区一般会計補正予算（第3号）	30

報告事項

1 報告事項

(1)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	19
(2)	平成29年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」の実施報告について	20
(3)	杉並区いじめ防止対策推進基本方針等の改定について	22
(4)	平成29年度「杉並区中学生海外留学事業（第5期）」の実施報告について	25
(5)	杉並区立中央図書館改修基本計画について	28

教育長 ただいまから、平成29年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案5件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。なお、議案第73号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、同法第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第73号の審議は非公開とし、報告事項の聴取が終了した後に審議することといたします。

では、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第69号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第70号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、学校運営協議会に関する規定が改正されたところでございます。

学校運営協議会に関する法改正の主な内容としましては、1つ目は、「学校運営協議会を置くことができる」との規定が「置くように務めなければならない」と努力義務化されたこと。2つ目は、学校運営協議会の協議事項として、これまでの「学校の運営に関すること」に加えて「学

校運営への支援に関すること」が位置づけられたこと。3つ目は、「学校運営協議会の委員に社会教育法に新たに定められた地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの」が加えられたこと。4つ目は、「2つ以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2つ以上の学校について1つの学校運営協議会を置くことができる」とされたこと。5つ目は「指定学校の指定及び指定の取消しの手続並びに指定期間を教育委員会規則で定める旨」の規定が削除されたこととございます。

この法律におきましては、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、議事の手続などを教育委員会規則で定めることとされていることから、この法改正に伴い、必要な規定の整備を図るため、規則を改正するものでございます。なお、この法改正に伴う規則改正案の作成に当たっては、この間、校長会及び学校運営協議会連絡会において、法改正の内容とともに規則改正の素案をご説明し、いただいた意見を踏まえた素案の修正を図るなど丁寧な対応を図った上で改正案としてまとめたところでございます。

それでは、はじめに議案第69号「杉並区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。左側の「新規則」の欄をもとに、主な法改正の内容をご説明いたします。

まず第1条は、法律の引用条項を改めるものでございます。第2条は、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴いまして、学校運営協議会を置くものとするとの規定に改めるほか、ただし書として「小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合には、2以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」との規定を加えるものでございます。なお、右側の旧規則第2条第3項に定めてございました「学校運営協議会の指定期間は4年とし、再指定を妨げない」との規定は削ることとしております。

次に第3条は、運営協議会の委員は教育委員会が任命すること、各委員の区分、定数等を改正前と同様に定めるものでございます。

裏面の新旧対照表の2ページ、左側の「新規則」の上から5行目を

覧ください。第3条第1項第4号イにおきまして、法改正により委員に加えられた「学校の運営に資する活動を行うもの」を規定しております。

第4条は、委員の任期等を定めるものでございまして、改正前と同様に任期は2年とし、委員の区分に応じて再任することができる任期の上限を定めてございます。なお、第4条第2項第2号におきまして、学識経験者の委員を再任する場合の上限として、新たに教育委員会が特に必要と認めたときは7任期と規定してございます。

第5条から第13条までの改正は、法改正等に伴いまして規定の整備を図るものでございます。なお、新旧対照表の4ページ、右側の旧規則第13条に定めておりました運営協議会の指定の取消しに係る規定は削ることとしてございます。

引き続きまして、議案第70号、「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

この議案はただいまご説明いたしました学校運営協議会規則の一部改正に伴いまして、所要の規定の整備を図るため規則を改正するものでございます。それでは議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容につきましてご説明を申し上げます。第11条の4におきまして、学校運営協議会規則第2条に基づき、「指定された小中学校以外の小中学校に、学校評議員を置く」としていた規定を学校運営協議会規則の改正に合わせて規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いをいたします。

對馬委員 2つ以上の学校について、小中一貫などの場合には運営協議会を1つにするとなったということですがけれども、この場合には現在恐らく既に1つずつあるのを例えば1つにすると、定員が半分くらいになってしまうので、今、かかわっている人から少なくなるのではないかと思うのですがけれども、この場合の定員もいわゆる1校の場合と同じなんでしょうか。それともう1つ、実際そういうふうには2つの学校で1つにし

ましようという方向の学校が既にあるのでしょうか。

学校支援課長 1つは、様々地域の状況が整って、それぞれの学校を通して合意が調いましたら、そういう感じになるかと思えます。人数についてはこれまでの規定どおりでございます。それから、方向性としては和泉学園が今、そういう感じで進んでおりますので、今後もしそういった高円寺とか、そこに波及するような状況であれば、また、その地域に十分ご説明を差し上げて、そういう方法がいいということであれば、またそんな感じで進めてまいる、こんな考えでございます。

對馬委員 ありがとうございます。恐らくその地域の人は、両方にかかわっている方が多いと思うので、それはとてもいいことだと思うのですが、例えば和泉学園のような校長先生がお1人のところはいいのですが、それぞれ独立していて、でもかなり近いのでという話になったときに、校長先生は例えば2人とも入るとかということも可能なのですか。

学校支援課長 そこは基本的には1人だと思うのですが、ただ、今後もしそういうことが具体的に進みましたら、十分地元の方でしっかり我々も入って協議したいと考えています。

事務局次長 この間、校長会であるとか、学校運営協議会の連絡会で今のことも含めていろいろなご意見をいただけてきました。その中で、今の時点で新たに2つの学校運営協議会をあえて1つにということ直ちに検討したいという動きはありませんでした。しかし、今後、新たな施設一体型の小中一貫教育校が整備される等のことを考えると、そういったあり方も柔軟に考えていかなければいけないだろうと、こんな思いでいろいろとやりとりをさせていただきました。ですから、今回の規則改正というのは、あくまでも現時点で必要な規定整備を図るものと理解していますので、今、幾つかご質問をいただいたことにつきましては、今後具体的な盛り上がりが出てきたときに、改めて検討することもあるだろうと、このように受け止めているところでございます。

教育長 2校以上の学校について置くことができるという規定なのですが、ここでも想定していることは、小中一貫教育校ですよね。その他と書いてあるけれども、一応想定上は小中一貫教育校を念頭に置いているということだと思います。

と言いますのは、先ほど質問にありましたように、近隣の地域で合同して教育を進めていくということは決して悪いことではないし、むしろ

望ましいことなのだけれども、学校そのものが単体として存在している場合に、そういったものを調整していくのは結構難しい部分が出てくると思います。例えば三鷹市のような中学校1校、小学校2校の各校を1つの学園にした学園方式というのがありますよね。ここは3校が学校運営協議会を持っているわけだけれども、それぞれ学校があつて、その上に管理規則上学園長を置いています。法令上はそれぞれ設置校の校長は同格なわけですね。ですから運営上の学園長はいるけれども、設置者から見た場合には、それぞれ学校教育法上の校長がいるわけですから、当然経営方針についても、かなり共通しているところはあっても全く同じというわけではない。そうなれば学校運営協議会を1つにしてやっていくことになると、学校支援とか、あるいは附属することについてはおおむね了解、理解を得られるかもしれないけど、コアの部分について幾つか違いは出てきて当然だろうと思います。そうすると、複数校を包括して学校運営協議会を1つにしていくという場合には、先ほど学校支援課長のお話がありましたけれども、地域と協議を重ねて合意に達した段階でやっていく必要がある。これはもう慎重にやっていかなければいけないことなので、恐らくこの法令改正の念頭にあるのは、小中一貫教育校における学校運営協議会と理解しておけば、わかりやすいだろうと私は思っています。

伊井委員 こちらの対照表の最後の第11条のところに運営協議会対象学校の点検及び評価。そしてその次の12条に助言及び情報提供などを行うものとするということで、現状、杉並区では大分前から運営協議会を設置している学校が増えてきていて、大分安定した感じで順調に進んでいるところもあると思うのですけれども、こういった「助言及び」というあたりのことは、現在ですとどのようなことがされているのか教えていただけたらありがたいです。

学校支援課長 現状は、我々まず初年度については職員が全部出向いていて、それぞれ協議会の中でアドバイスを求められれば、そういった御助言をさせていただいているということでございます。

伊井委員 ありがとうございます。メンバーの方を決めたりとか、そういうあたりについてもご相談に乗っていらっしゃるような感じでしょうか。

学校支援課長 委員、今、ご指摘の部分についても当然地域のバランスですとか、あるいは学校の中での状況などもご相談いただきながら進めて

いるということでございます。また、既存校についても年1回は必ず出向いて行って様々なやりとりをさせていただいている。こういったことでございます。

伊井委員 全体を細かく拝見していると、本当に今回整理されて、また、校長会にもいろいろとお話を伺っていただいたようで、今回整理されたことによって、さらにCSの方の内容がもっと充実して、いい形で学校支援ができるといいなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

教育長 整理しておいた方がいいと思うのですが、メンバーの選考については学校運営協議会の規則に基づいてやっているわけではなくて、別途選考基準があるわけでしょう。それに基づいて行うのであって、学校運営協議会委員を教育委員会が人選するということはないですよ。

学校支援課長 ないです。

教育長 そうでしょう。学校運営協議会の委員は公募によって選任する場合には、その選任基準があって、それに基づいて行うのであり、校長推薦等によって行うのもその基準に基づいて行うものであり、それぞれ手続は要綱等に従って行うということで、委員の選出全般を教育委員会が、要するに誰にするかということを行っているということではないですよ。そこを整理しておく必要があると思います。

学校支援課長 今、教育長がおっしゃるとおりで、メンバーについて人選ということではなくて、学識経験者とか公募の委員についてご相談を受けた場合にやりとりさせていただいている。こういったことでございます。

庶務課長 ほかにご意見よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。初めに議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第69号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第70号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第70号につきましても原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第71号「区立小・中学校外国人英語教育指導業務受託者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（寺本） 私から議案第71号「区立小・中学校外国人英語教育指導業務受託者候補者選定委員会の設置について」ご説明いたします。

区立小・中学校外国人英語教育指導業務受託者候補者選定委員会の設置につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例第1条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員会の委員の委嘱及び任命を行うものです。

これまでの外国人英語教育指導業務につきましては、小学校と中学校を分けて依頼してきましたが、小中一貫教育の視点での外国語教育の推進を図ることから、小学校と中学校を同じ業務受託者としてプロポーザルを行うことといたしました。委員会の名称は小・中学校外国人英語教育指導業務受託事業者選定委員会。設置目的は小・中学校外国人英語教育指導業務受託の事業者の選定に関し必要な事項を調査審議することです。

設置期間は平成29年8月31日から事業者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員の区に勤務する者以外の者につきましては、杉並区立小学校PTA協議会より田中佳代氏、杉並区立中学校PTA協議会より吉田善博氏とし、小学校及び中学校のそれぞれのお立場からご意見をいただきます。また、世田谷区立梅が丘中学校元校長の中村貴美子氏、豊島区立駒込中学校元校長・青山学院大学講師の醍醐路子氏、お2人とも英語教育に長年携わっているお立場からご意見をいただきます。また、後者の醍醐路子氏に関しましては、杉並区立公立学校の元管理職であり、杉並区の教育をよくご存じであります。

区に勤務する者につきましては、記載のとおり4名となっております。本議案の提案理由は、杉並区プロポーザル選定委員会を設置する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ござ

いましたらお願いいたします。

對馬委員 スケジュール的なことは設置期間だけなのですからけれども、例えば選定のスケジュールとか実施とか決まっていたら教えていただけますか。

統括指導主事（寺本） 要綱を9月の中旬にホームページで公開いたしまして、その後書類審査を行い、その後直接審査を行います。12月の下旬までには選考を進める予定となっております。

伊井委員 そうしますと、その選定されたところが実際に活動されるのが、それは来年の4月からということですか。

統括指導主事（寺本） 30年度からです。

伊井委員 30年度から一定の期間があるのでしょうか。それともまた次のプロポーザルまではそのところにお任せするという形でしょうか。

統括指導主事（寺本） 基本的に契約は1年ごとになっておりますが、5年までは延長することができます。

伊井委員 わかりました。

教育長 この業務委託の中身ですから、実際の指導に当たることについて委託するべきということと、指導計画あるいは指導内容等に関する基本的な事柄についても検討するのか、そのあたりは何を委託するのですか。

統括指導主事（寺本） 基本的には指導業務についてですので、指導の内容につきましても、教育委員会で9年カリキュラムを立てたものをしっかりと伝えて、それを教育してもらおうという形で進めております。

教育長 ですから指導の内容については教育委員会で策定し、その内容に基づいて委託を受けた事業者が英語の活動、あるいは英語の教科の指導を行うということですね。

統括指導主事（寺本） はい。

折井委員 業務委託ということですが、今までお世話になっている地元の方々、地域の方々、その方々との関連性はどのようなのでしょうか。

統括指導主事（寺本） 今回業務委託をするのは、ALTでありまして、もう1つお願いをしているJTEに関しましては、地元の人材を活用するところは変わっておりません。

折井委員 では、JTEに関しては全く、ある意味ノータッチでそのALTの外国人の先生方だけということなのですね。わかりました。

庶務課長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。それではございません

ので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第71号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第4議案第72号「『杉並区子ども読書活動推進計画（平成30年～33年度）』案について」を上程いたします。

中央図書館次長からご説明を申し上げます。

中央図書館次長 それでは、議案第72号「『杉並区子ども読書活動推進計画（平成30年～33年度）』案について」ご説明いたします。

本計画につきましては、現行計画が平成28年度と29年度の計画であるため、30年度以降の新たな計画を立てる必要がございます。

今回の計画改定の趣旨でございますけれども、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子どもの時期から継続的に読書活動習慣を養うことが重要であるということの認識に立ちまして、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の時代の変化を見据えつつ、子どもの読書活動のさらなる推進を図るということでございます。

計画期間につきましては、平成30年度から33年度までの4年間と考えてございます。

改定案の概要でございますけれども、本計画に掲げております子ども読書活動推進の5つの取組と重点的取組につきましては、現行計画を継承する一方、現行計画策定時からの情勢の変化や目標達成状況を踏まえまして、目標の見直しや将来に向けて取り組むべき事業を整理して、事業項目の見直しを行います。そちらの記載の5つの取組目標の下、新規取組項目としては8項目となっております。

計画案をご覧いただきたいと思えます。7ページの下から3行目のところですが、現行計画の進捗状況につきましては、おおむね順調にいらしていると考えておりますが、その中でもこの改定前の計画項目のうち、「読書活動指導計画策定校の割合」は、既に100%ということで目標値に達しているということで、今回の目標項目からは削除したいと考えております。

また、区立小・中学校の調べ学習資料の貸出冊数は、学校図書館資料

の充実によって実績が減少に転じているということで、この傾向が今後も続くものと予想されますので、目標項目からは削除したいと考えております。

かわりまして、「読書が好きだ」という質問に対する文部科学省の調査による肯定率を目標項目に加えたいと考えております。8ページに新たな目標項目の表が掲載されております。

今回の計画改定に当たって一番大きな点といたしまして、1番目の「未読者の割合」というところでございますが、これまでの計画では小中学校ともにゼロパーセントを目標値としておりましたけれども、これまでの未読者率の推移等を踏まえまして、今回は平成33年度に28年度の実績の3割減とすることを目標として考えてございます。

また、2番目の「学校図書館図書標準100%達成の学校の割合」につきましては、現行計画では小・中学校ともに80%を目標としておりましたが、これまでの実績などを踏まえまして小学校につきましては85%の目標に上方修正を考えてございます。

3番目の「学校図書館一人当たりの年間貸出冊数」につきましては、小学校の目標を既に28年度実績が上回っておりますので、33年度の目標といたしましては、48冊という目標に考えてございます。なお、この目標値につきましては、現状値を踏まえまして杉並区の総合計画に示した目標値をさらに上方修正したものでございます。また、中学校につきましては、これまでの実績を踏まえまして、上方修正で15冊とさせていただきます。

また、4番目、5番目の参加者数等につきましても上方修正をしたところ です。

6番目の文部科学省の調査による「読書が好きだ」という質問に対する肯定率につきましては、現状の28年度の実績を踏まえまして目標を新たに定めたものでございます。

次に、主な新規事業につきましてご説明いたします。11ページをご覧くださいと思います。11ページの一番下に「保育者への支援」というのがございます。区内の保育施設等に勤務する保育者を対象といたしまして、図書館職員による研修を行っていきたいと考えております。

また、12ページの一番上ですが、「障害児を対象とした出張お話し会の実施」。これにつきましても図書館職員が現場に出かけていきまして、お

話し会等を実施するというものでございます。

14ページの中段ですが、「オリンピック・パラリンピック教育を図るための資料の充実」ということです。現在区内の小・中学校におきましてオリンピック・パラリンピック教育の一貫として、「世界ともだちプロジェクト」という事業を実施しております。2020年東京オリンピック・パラリンピックに参加予定の国を1校につき5カ国ずつ指定され、その国に対して調査をしたり、あるいはできれば交流などをするという事業ですが、これについての資料の充実等を学校図書館で行っていくというところでございます。

また、16ページの2番目のところですが、「学校司書研修の充実」ということで、学校司書のレベルアップを図るための研修を実施してまいります。

また、17ページですが、「読書活動を通した幼保小連携教育」ということで、こちら一部行われておりますが、これをさらに進めていこうというところでこちらに掲載をしております。

それから18ページに「『世界ともだちプロジェクト』実施のための学校図書館等への支援」ということで、これは区立図書館で先ほどの「世界ともだちプロジェクト」についてのサポートをしていくことを区立図書館が行っていくというところでございます。

それから20ページですが、2番目のところに「子ども対象のオリンピック・パラリンピックへの理解を深める事業の開催」というものを、こちらを区立図書館でやっていこうと考えております。

また、一番下のところですが、「学校司書と連携した事業の実施」ということで、区立図書館と中学校の学校司書が連携を図って、中学生向けの事業の企画、運営、広報等の協力体制を図り、また区内の高校の学校司書へも働きかけを行っていくという内容でございます。

次に先ほどの表紙に戻っていただきまして、「今後のスケジュール」でございますが、今後9月に区議会文教委員会に報告をいたしまして、10月に区民等の意見提出手続を1カ月間行います。また、来年の1月には改定計画の決定をしたいと考えているところでございます。

改定案についての説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ご

ございましたらお願いをいたします。

久保田委員 今までの取組を継続してということもよくわかりましたし、その上で新規の8項目もよくわかりました。この中で20ページに書かれております「学校司書と連携した事業の実施」という中で、区立図書館と中学校の学校司書、あるいは区内の高校の学校司書ということでの連携が述べられているのですが、小学校の学校司書は特に何かやるということは今のところないわけでしょうか。

中央図書館次長 学校司書との、区立図書館との定期的な連絡会等も立ち上がっております、連携を進めていくということで現に動き出しているところがございますが、特に今回の計画改定の中でも中学生の未読率などが若干増しているところもございますし、それからやはり中高生の読書離れが叫ばれていることもございますので、特に中学生あるいは高校生について力を入れていく。図書館の中でもYAコーナーというところを充実していくと。そういった流れの中でこういった記載になったものでございます。

事務局次長 20ページの上からちょうど中段上くらいのところに(4)として、中学生・高校生向けのサービスの充実ということで、ただ今図書館次長が申し上げたとおり、そのあたりの年齢層に重点的に読書活動推進の取組が必要という思いもあり、こういった項目立てにしています。ここに小学校は記載されていませんけれども、そのことについてはまた別のところで、学校図書館司書と十分連携させた取組というのは盛り込まれておりますので、そんなふうにご理解いただければありがたいなと思います。

折井委員 計画の14ページ「学校における読書活動の推進」の(1)の真ん中あたりの「オリンピック・パラリンピック教育を図るための資料の充実」ということで「世界ともだちプロジェクト」というのがあって、各小・中学校に1グループ(5カ国)が既に割り振られているということなのですが、その地域の言語や文化、歴史等に関連する図書館資料の充実を図るとあるのですが、本当にオリンピック・パラリンピックを機に国際理解の大きな学びが得られるのだろうと期待するわけなのですが、例えば区に5カ国だったらわかるのですが、各小・中学校に5カ国ずつということは、かなりの国数があり、そして例えばカナダ、イタリアのようにかなり地域なり国なりの日本語による資

料、そして小・中学生でも読める資料が充実している国もあれば、アメリカの小さな国でも、実は競技で強いところがあると思うのですけれども、そういった国の資料は、實際上収集は可能なのでしょうか。

済美教育センター所長 これは、学校だけの力では大変なところがあるかなというところがありますので、区の図書館ですとか、そういったところと連携をしたり、または相互貸借システムがありますので、A校にはないけれどもB校にあるというところで貸借システムを活用して充実させていくというところで考えております。

折井委員 それが前提でないと、多分全く無理だと思うのですけれども、一方で図書館にもそのような充実した世界の国々に関する図書があるのか。そしてそもそも世の中に出回っているのですか。とてもアイデアとしては都のものはいいと思うのですけれども、実際にはちょっと国が偏ってしまうのかなとか、いろいろ思うのですけれども、どうにか掛け声だけではなく、実質的に、もしかするとこれは図書館だけではなくて、情報教育の、例えばインターネットも調べてみようといったような、何かいろいろな手を尽くさないとなし難しいのかなという気がいたしますので、是非充実を図っていただきたいなと思います。

中央図書館次長 ご指摘のとおり、やはり非常に資料が豊富な国もあれば、全くと言っていいほど情報がないような国もあるというのが実状だと思います。図書館といたしましては、まず学校図書館の方でこういう資料収集に努めますけれども、それについて極力新規購入ですとかいろいろな情報収集をいたしまして、なるべく東京オリンピック・パラリンピックに参加する国を広くこの教育に活用できるような形でサポートをしていきたいと考えているところです。

對馬委員 今の部分に関連して、実際に本当に資料はない。5カ国のうち1カ国か2カ国は大きい国が割り当てられているのですが、大体3カ国くらいはとても小さなキルギスとか、本当に資料はなかったです。マリとか、本当に資料がなくて大使館に電話して資料を分けていただいたりしているのが現状です。小学生向けの資料はない。現地語の資料しかないけどいいですかと大使館の方に言われたりしながら学校の資料を集めています。ですので、是非その辺を含めて、図書館でもバックアップしてくれるのであれば、やはり本だけではかなり厳しい。特に子ども向けの本では本当に厳しくて、年鑑とか百科事典にも2、3行しか出てい

ないような国もオリンピックの場合結構あります。でも、そこに割り当てられた学校は一生懸命そこについて調べようとするから、それに関してはとにかく大人向けでも写真がたくさん載っていると、使えそうなものがあれば、是非紹介してあげて欲しいなと思います。

それで、この8ページの「学校図書館の一人当たり年間貸出冊数」というのがありますけれども、これは各学校貸出制限、冊数制限というのはあると思うのですけれども、それについては把握していますでしょうか。

済美教育センター所長 済美教育センターの学校図書館担当が学校司書からの情報収集ということで、1冊にしていたところが2冊に増えたとかいう情報が入っております。

對馬委員 この小学校の48冊とは、単純に言うと1カ月で4冊、1週間に1冊で、学校は毎週やっていませんので、1冊ずつ貸し借りをして夏休みにちょっと多目に貸せばこのくらいにはなるという数字で、本当にある意味最低限の数なのかなと。逆に言うと、1人2冊ずつやれば簡単にこれは倍になるという数字だとは思うのですね。1週間に1回ずつくらい、1冊ずつくらい本を交換しようよという目標数字なのかなと思います。

この新規の中の例えば保育園の保育者との連携であるとか、それから障害のある方のところへのお話し会など非常にいいことだと思うのですが、これだけのことをやるにはやはり図書館の職員の力が、相当高いスキルが必要になってくると思いますので、ここに落とし込むことではないかもしれませんが、やはりそれを研修であるとか、スキルアップというのが非常に大事なことです。図書館職員の力というのは本当に大事になってくると思うので、是非そここのところの充実を図るようお願いしたいと思います。期待しています。

中央図書館次長 委員、ご指摘のとおり大変スキルアップがポイントとなってくると思いますので、今後とも研修等に励んでいきたいと考えております。

久保田委員 「世界ともだちプロジェクト」に関連してなのですが、実際は図書館の方では、学校教育の中身というか、中までは立ち入れないと思うのですが、実際にかんがりの小・中学校でこれについて具体的な取組を進めているときに、それがどう集約されてというか、交流されてみた

いなところで、区レベルで、例えばセンターの方で集約をしていっているのか、これからしていくのか教えていただけますでしょうか。

済美教育センター所長 オリンピック・パラリンピック教育につきましては、昨年度はこの学校図書館に特化したものではなくて、交流であったり、そういうものを含めて1つの冊子にしてあります。ただいろいろなご指摘があったなかなか本がない国もあるということもありますので、図書館支援担当と学校司書が連携しながら情報収集をしていきたいと考えております。

伊井委員 赤ちゃんプロジェクトとか幼保小の連携とか、幼いころから本を読む習慣づけをしたり、また保護者の方とともに本を手にするという支援がこちらにも記載されていて、保健センターとも連携したりとかして、とても期待される場所があって、またこれまでのご尽力にも大変敬意を表するところですが、子育てをしていく上で本当に孤独になってしまったりとか、保健センターで受け止めたり、それから児童館で受け止めたり、学童で受け止めたり。もちろん学校で受け止めていくところがあると思いますが、これを拝見していて、図書館でもそういったメンタルな面で、心の面でもこういった事業によって助けられていく部分があるのかなとすごく心温まる気持ちがありましたので、今後ともそういった面でも末永く子育て支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中央図書館次長 今、委員から指摘があったように「あかちゃんタイム」ですとか、「あかちゃんおはなし会」等盛んに図書館でやっておりまして、年々参加者が増えている状況でございます。その中でやはり保健センターですとか、ほかの保育部門などとも連携を深めるとともに、また保護者同士もお知り合いになったりだとか、そういったところで読書という切り口から1つの子育て支援にもなっている側面もあるのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第72号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第72号につきましては、原案のとおり可決いたします。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは平成29年7月承認分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

7月分の合計ですけれども、総件数は23件でございます。内訳は定例が22件、新規が1件。共催・後援の内訳についてですけれども、共催が5件、後援が18件となっております。

新規のものでございますが、6ページをご覧ください。学校支援課受付分でございます。名義形態は後援で、新規、団体名は「いおぎ伝統文化子ども教室」。事業名は「4校合同伝統文化子ども教室発表会～三谷伝統文化子ども教室・いおぎ伝統文化子ども教室・荻窪伝統文化子ども教室・ももさん伝統文化子ども教室～」でございます。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

伊井委員 6ページの3番目の定例なので、きっとこれまでも拝見していたのだと思うのですけれども、ちょっとわからなくてお伺いします。学びの架け橋プランというのは、具体的にどのようなことをされているのでしょうか。

教育企画担当部長 詳細は私もわからないのですが、高円寺の環7の歩道橋のところに子どもたちの絵ですとか、作品ですとか、杉並第四小学校の3年生の授業で作成した高円寺かるたの拡大したものですとか、張られて掲載をしているかと思えます。

伊井委員 ここの方々がなさっているのですか。

教育企画担当部長 この方々が中心となって取りまとめをして、やっているのは子どもたちですとか、地域の方だと思えますけれども、多分そのようなものではないかと思っています。

伊井委員 通るときにとっても温かい気持ちが出て、いいのです。ありがとうございました。

教育長 これは高田さんが代表者になっているのですけれども、これは高円寺シッポ、高円寺地区の子育てについてみんなで考えて協力していこう、単なる子育てではなくて、まちおこし、地域の活性化、そういったことについても考えていこうという取組です。これまで行ってきた事業の中に、例えば高円寺中学の職業体験の受け皿を高円寺地域の商店、あるいは事業所等で引き受けていただく。実際に架け橋プラン実行委員会がかかわるわけではありませんけれども、そういった高円寺という地域の活性化、あるいは様々な事業を通して地域住民の結びつきを高めていきたいという高円寺シッポという取組を高田さんも長いことしてきているのですね。

その中で杉並第四小・杉並第八小・高円寺中の子どもたちが書いたパネルを高円寺中学の門の横に並べて、掲示していく取組とか、それから地域に先ほど担当部長から話があった高円寺かるたを作成して、それを広めていく。この高円寺かるたというのは、高円寺にまつわる故事来歴、あるいは地域の特性などを短い文章にまとめ、それにまつわる絵を用意してつくったかるたですけれども、これをもとに地域で学習を進めていくとか、改めて地域を見直す大人の取組も支えているわけです。様々な活動している団体です。その団体に深くかかわってこられた高田さんが代表者である学びの架け橋プラン実行委員会がその大きな取組の中の具体的な1つとして高円寺陸橋のところにパネルを張って作品をみんなですぐで、改めて高円寺という地域を見直していきたい、そういう取組ですね。ですからこの単発でこれだけというよりは、むしろ大きな取組の中の具体的な1つと考えていけばいいのではないかと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。それではないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「平成29年度『すぎなみ小・中学生未来サミット』の実施報告について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事(寺本) 昨年度から新たに小学生を交えて実施している「すぎなみ小・中学生未来サミット」について今年度の内容等を報告いたします。

今年度は平成29年度の7月29日土曜日、セッション杉並ホールにおいて午後1時30分から4時30分という形で行いました。

目的は3つを掲げて行っております。1つ目が、区立全小・中学校代表児童・生徒が一堂に会する協議会を実施し、学校生活をよりよくする活動を展開するために必要な方策等を協議すること。2つ目が、中学校及び中学校と連携する小学校と協力しながら、学校生活をよりよくするための取組を推進すること。3つ目が、広く区民等に対して小・中学校の取組を紹介し、子どもの様子に対する共通認識を深め、子どもたちがよりよく育つ環境の整備に寄与することです。

本年度のテーマは昨年度に引き続き、「明るい学校づくりをするためには」で行いました。取組方法といたしましては、小中一貫教育に取り組んでいる小学校と中学校により発表や意見交換を行いました。

内容につきましては、第Ⅰ部で中学校の第2分区から第4分区の連携校グループの代表児童・生徒が今年度のテーマに即した取組について、プレゼンテーションによって発表を行いました。

第Ⅱ部は評論家の荻上チキ氏をファシリテーターといたしまして、中学校の第1分区の連携校グループの代表児童・生徒による意見交換会を舞台で行っております。

また、開会間際、休憩時などには各連携校グループでの児童会・生徒会等を中心とした取組を記載したポスターを掲示して、当該校の児童・生徒が来場者への説明を実施いたしました。

参加者は昨年度の559名から今年度は604名と少し増やすことができました。今年度の予定といたしましては、2学期9月から今回のサミットで話し合われた内容等について各学校より連携校グループでの具体的な取組の実践を広げていくこと。また、11月24日から30日に関しましては、区役所の2階ロビーにおいてサミット当日に掲示したポスターを展示し、小・中学校の取組を区民等に紹介していきます。

以上です。

庶務課長 それではご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

對馬委員 私も拝見させていただいたのですが、とても盛況で多くの方に見ていただけたことはよかったですと思います。それから小学生もすごく堂々としていて、中学生に負けずにとっても一生懸命やっていて、多分それは中学生がそういう姿を見せて、それを見て小学生も頑張れるといういい連鎖になっていたのかなと思います。

こういうイベントももちろんすごく大事なのですが、やはりこのテ

「明るい学校づくりをするためには」というので言ったら、やはりイベントだけではなくて日々の取組というのがとても大事になると思いますので、この先も是非明るい学校をつくっていく、子どもたちがみずから明るい学校にしたいなと思えるような学校づくりをそれぞれの学校ができるように期待しています。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして報告事項3番「杉並区いじめ防止対策推進基本方針等の改定について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（大島） 私からは杉並区いじめ防止対策推進基本方針等の改定についてご報告させていただきます。

本年3月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定されたこと。7月には教育委員会の附属機関「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置したこと。8月1日に開催した同委員会での意見等を踏まえて杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルを改定いたしました。その主たる内容につきまして10項目をご説明いたします。別紙1と別紙2もご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

1点目は、杉並区いじめ問題対策委員会を設置したことに伴い、その役割等を明記したことです。基本方針の3ページ(2)の前段、それから5ページ(5)のア、対応マニュアル13ページの(3)①、そして14ページの②について修正いたしました。

2点目は、杉並区青少年問題協議会をいじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会に位置づけたこと等を明記したこと等になります。こちらは基本方針の3ページ(2)の後段を修正いたしました。

3点目は、学校のいじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置づけたことです。こちらにつきましては、基本方針の6ページ(1)の後段に追記いたしました。

4点目は、学校に設置するいじめ防止等のための組織の構成員をより具体的に明記したことです。基本方針の6ページ(2)後段、それからマニュアルの8ページ②について修正をいたしました。

5点目は、基本方針6ページの上段になります。「5 教育委員会におけるいじめ防止等の取組」の(5)ウと書いてあるところですね。ウに再発防止の取組を明記したこととなります。

6点目は、いじめの定義で「けんかは除く」とされていた部分を削除しまして、いじめの該当範囲を拡大したこととなります。国の方針におきましてマニュアルの1ページ目(1)の※2点目を修正いたしました。

7点目は、教職員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法違反となり得ることを明記したことです。こちらはマニュアル7ページ(1)の中段に記載となっております。

8点目は、いじめに関する記録の適切な保管について、保存年限を含めて明記したことです。こちらはマニュアルの7ページ(1)の下段のとおりです。

9点目は、いじめが解消している状態をいじめがやんでから少なくとも3カ月を経過し、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないという要件を満たす必要があるとしたことです。マニュアルの2ページ(3)の⑧、9ページの④アをご参照いただきたいと思います。

10点目は、マニュアル4の(1)の「いじめの発見から組織的な対応の流れ」におけるステップごとに迅速な対応を図る旨を明記したことです。7ページの(1)の図、その下のステップごとの説明に示したとおりでございます。

今後のスケジュールですが、9月の区議会文教委員会へ報告し、教育委員会ホームページ等で周知を図ってまいります。また10月以降には小中学校PTA協議会等への説明も予定しております。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 この基本方針とかマニュアル。マニュアルは違うかもしれませんが、こういったものは一般区民、保護者とかには公開されるのでしょうか。保護者が、こういう方針で学校は対応してくれているのだなということを理解するというのは、これを公開する形で理解できるのでしょうか。

統括指導主事(大島) 基本方針は「今後の見通し」でもあるようにホー

ムページで発表してまいります。そしてこれを踏まえて、各学校の基本方針も改定となっていきます。現在区立小・中学校全校のホームページに各校の基本方針を掲げているところですが、これについても早急に改定した後、またアップするように校長には周知していきたいと考えております。

對馬委員 学校は安全安心して親が出せるところでなければいけないと思いますので、是非その方針を掲げて、そして方針のとおりにより安心して子どもたちが通えるところであるように学校運営が行われるよう、よろしく願いいたします。

統括指導主事（大島） この基本方針、マニュアルについて校長、副校長にも周知してまいります。マニュアルについては生活指導主任にも丁寧に説明をし、より実効性のある組織的な対応ができるように支援していきたいと考えております。

折井委員 いじめ対応マニュアルの4ページ、一番下の箇所になるのですが、5番「その他」で、いわゆるわかりやすいという言い方は不適切かもしれないのですが、仲たがいをしとといったようないじめの背景にあるものが、例えばエに出ているような発達障害ですとか、もしくは海外から帰国した国際結婚、例えば性的な指向に関する問題、事柄等々と記載が入ったことは、私は本当に非常に大切なことなのではないかなと思います。

とてもいろいろなことが複雑化していて、背後にどのようなものがあるのかというのが、本当にごく普通の保護者として考えたときにわからないことがあって、それを少なくとも学校の先生方が把握をし、その可能性を考えながら対応をしてくださることは非常に重要なのではないかなと思います。

私自身が大学教員をしていて、最近性的指向に関するセミナーですか、そういうのに出るようになったのですけれども、例えば私は子どもの声だとか成長の過程で、そういうことがあったのであろうと思いつつも全く接してこなかった内容で、恐らく今の現職の先生方もご自身がそういった事柄を抱えていない場合に、本当に単に想像がつかないというか、まだ理解がぱっといくような内容ではないです。今、やっとな日本がそういった観点からいろいろな事柄を見るようになってきた。本当に過渡期ですので、例えばうちの大学、大規模ですので、1,000人単位で例えば性

的指向がいわゆる通常と違うと言われている方々、人数がいると、その人数を聞いて私本当にびっくりしたのですけれども、そのぐらいある一定数、必ずそれは当然な自然な指向としてあるものなので、そのあたりの理解というのでしょうか。もしくは海外から来たお子さんの抱えているいろいろな問題ですとか、そういったところを理解する何か機会とか、そういったものを、たくさん課題がありますので少しずつで結構ですので、先生方も、そしてもしかしたら保護者の方も知る機会を設けていただければなと思います。

いじめ問題対策委員会でも関連するような事例があった場合には、是非専門家のご意見を仰ぐといった機会も設けていただきたいなと思います。

統括指導主事（大島） こちらはより具体的に書かせていただきました。特性を踏まえた適切な支援というところになります。特別支援教育課とも連携しながら、より適切な支援が図られるよう学校の方にも啓発を行っていきたく考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番、「平成29年度『杉並区中学生海外留学事業（第5期）』の実施報告について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私から平成29年度「杉並区中学生海外留学事業（第5期）」の実施についてご報告いたします。

今年度、5回目となるこの事業は、平成29年8月16日から8月28日まで杉並区と交流都市であるオーストラリア、ウィロビー市を中心に区内在住生徒25名が様々な体験を行ってまいりました。

目的及び派遣につきましては、記載されたとおりでございます。

生徒は一人ひとりみずからの課題を設定し、事前学習において調べ学習やグループ協議などを行い、オーストラリアに関する知識や英語の技能を学習してまいりました。また、今年度も西宮中学校にあるテレビ会議システムを活用し、ウィロビーガールズハイスクールの生徒との交流も事前に行ってまいりました。現地においては、生徒はみずからのテーマについてシドニー市内やホームステイ先、体験入学を行ったハイス

クールなどにおいて文献調査を行ったり、街頭でインタビュー調査を行ったりして、みずからの研究内容を深めていきました。行程につきましては、別紙参考資料をご覧ください。

研究テーマとして、環境問題、学校教育、多文化理解など挙げられていました。また、受け入れ先のハイスクールでは、現地の生徒との交流、また英語を母国語としない生徒に対する英語プログラムを実施し、みずからの英語力も高めてまいりました。

最初はなかなか英語で話しかけられても反応できなかったり、直接話しかけることをためらったりしていた生徒たちもありましたが、徐々にみずから積極的にコミュニケーションをとるようになり、目的を達成させていたことは、杉並区の中学生の成長、力を感じる場面となりました。

この中学生海外留学の狙いである海外での国際交流の直接体験を通して、豊かな人間性を培い、国際感覚や英語によるコミュニケーション能力の育成について大きな成果を得られたものと考えております。

なお、現地において体調を崩す生徒もありましたが、現地の日本人ドクター、医療機関、それから現地校、ホストファミリー、現地エージェントと連携を密にして生徒の安全安心を最優先して適切に対応してまいりました。

今後の予定でございますが、3回の事後学習会においてこれまでの研究をまとめ、11月26日に成果報告会を実施してまいります。また、各学校において成果を発表する場を設けるとともに、この成果を今後の海外留学事業に還元する取組も実施してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

伊井委員 解散されるところの会に同席させていただいたのですけれども、本当にいろいろご苦労があったことと思いますが、最後、解散するときにお2人思いを述べられていたのですけれども、これでみんなと別れるのは寂しいというご発言もあったり、本当に異国の地でかけがえない体験をしてきたのだということが、生徒さんたちの表情、それから学校は全部違う、どこか同じところのない環境での子どもたちが一堂に会して、そして海外に行って様々な体験をすると。本当にやってできることなのだということの実感と、周りの人たちにどれだけ助けられた

りとか、本当にありがたいという気持ちも生徒さんたちが伝えておられたので、今後も子どもたちのすばらしい体験として、このようなことが続いていくといいなと考えました。ありがとうございました。

教育長 2週間という日程の中ではありましたけれども、今、委員が指摘されたように、成果は非常に大きかったと思います。ただ、こういった成果を25人の子どもに限定されるということは非常に残念なことなのですね。

考えられる方法としては、派遣の人数を増やすということが直接的にありますけれども、これは財政的にかなりの困難を伴う。あるいは財政的に可能であったとしても、今度は今回の派遣で起きたような出来事があれば、それに対する対応も万全を期していく必要がある。たまたま今回は現地の関係機関との連携が非常にうまくいって、大過なく過ごすことができたわけですが、人数が増えれば、そういった予想もまた広くなるわけで、頭が痛いところです。ただ、子どもの成長ぶりを見てみると、できるだけたくさん子どもたちにこういう機会を与えてあげたいなというのは、これは正直なところです。

ですから、実際に海外に派遣することができる人数は限られてきますけれども、その成果を共有する方法であるとか、あるいは日常の学習の中で学校にいながらその似たような体験をすることができないか。先ほどALTの授業に対する案件が報告されましたけれども、いろいろな方法で子どもたちに日ごろの生活の中でなかなか得ることができない体験をさせてみたいなと改めて思いました。

簡単に何をどうすればいいというところまではいかないわけですが、教育の1つのあり方として、できる限り多くの子どもたちにこれからの人生に役立つような、またそういったものを築いていく礎になるような体験をさせてあげたい。海外に行くばかりが能ではないというのはまさにそのとおりで、様々な体験の中で、そういう自らの内に確かな核になるようなものを築いていく、そういう教育を進めていく必要があると改めて思いました。

学校教育、あるいは家庭教育、あるいは学校と家庭、地域が協力して進めていく中で、これからの子どもたちに是非そういうものを体験する機会を用意していきたいと思えます。これは大きな宿題ですけれども、考えていく必要があるかなと思っています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「杉並区立中央図書館改修基本計画について」、中央図書館次長からご説明を申し上げます。

中央図書館次長 それでは、杉並区立中央図書館の改修基本計画の策定につきましてご説明いたします。

本区の実行計画に基づきまして、中央図書館の改修につきましては、平成30年度設計、31年度工事着手ということですが、それに向けまして、今回基本計画を策定いたしましたのでご報告をいたします。

まず基本計画の策定に至る主な経過でございますが、平成28年度に図書館サービス基本方針が掲げる図書館像の具現化を目指しまして、アンケート調査やワークショップ等の手法で、延べ1,400名余りの区民等から意見聴取を実施してまいりました。

また、この区民等の意見を踏まえまして、基本計画に対しまして、今年度に入りましてから図書館協議会において2度ほど意見聴取も実施してきたところでございます。

次に基本計画の概要でございますが、おつけした基本計画の2ページをご覧くださいと思います。

「基本コンセプト」でございますが、3点ございます。1つ目が、誰もが気軽に利用できる、安全で快適な図書館を目指すということです。2つ目に、杉並区立図書館サービス基本方針に掲げる図書館像の具現化を目指すということです。3つ目に、時代のニーズを反映した図書館の成長・進化に対応できる、柔軟性のある建築を目指すということです。

次に「大規模改修の概要」でございますが、3ページをご覧くださいと思います。まず老朽化設備の更新と震災等への備えの強化ということで、3ページにございます様々な設備等につきまして、老朽化が進んだ電気、給排水、あるいは防災、空調等の機械設備やエレベーターを全面交換いたしまして、あわせまして書架等の設備に新たな耐震対策を施すというものでございます。

次に4ページからになりますが、「レイアウトと機能拡張」ということでございます。

一般図書や児童図書、それから新聞雑誌といった主要ゾーンを拡充するということと、調べものゾーンや交流空間、あるいはヤングアダルトゾーンを新設するほか、カフェゾーンの再構築等を実施するものでございます。

最後に7ページをご覧いただきたいと思っております。

「今後のスケジュール」ということで、これは予定でございますが、平成30年度に基本設計・実施設計を考えております。その上で平成31年の4月以降中央図書館は閉鎖をさせていただきまして、6月ごろから実際の改修工事に入り、実際のリニューアルオープンにつきましては、平成32年の9月ごろということ考えているところでございます。基本計画の最後の方には参考資料もおつけしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

対馬委員 団体棟はここ全く全然書かれていないのですが、団体棟はどうなるのですか。

中央図書館次長 団体棟につきましては、基本的にはこの改修ということからは除いて考えておりますが、一部この際壊れているところとか若干ありますので、そういったところについては検討をしていって、今後やるかやらないかということも含めて考えていきたいと考えています。

対馬委員 この工事の期間中は使用は可能なのでしょうか。それとも使用はできなくなるのでしょうか。

中央図書館次長 改修工事期間中は基本的には工事の安全等も考えまして、図書館は閉鎖させていただこうと思っておりますが、ただ、極力ご迷惑をかけないような形で貸出ですとか返却ですとか、そういったサービスについては代替策を考えていきたいと考えています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開の審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございました

たらどうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会の日程でございますが、9月13日水曜日は区議会第3回定例会の本会議の開催中のため休会とさせていただきます、次回は9月27日水曜日午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第5議案第73号「平成29年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、「補正予算概要」の2ページをご覧ください。

教育費の歳入・歳出予算にかかわるもののうち事務事業名の欄に記載の3事業について補正するものでございます。

まず「(仮称)就学前教育支援センターの整備」についてでございます。(仮称)就学前教育支援センターにつきましては、区内の幼稚園、保育所等に対する教育的支援を総合的・一体的に展開する拠点として移転改築を行う成田西子供園と併設して整備することとしており、平成31年9月の開設に向けて平成30年3月ごろの建設工事着工を予定しております。

本補正予算案におきましては、建設工事等に要する経費として、2億4,190万2,000円を計上しております。なお、建設工事の期間は平成31年度までを見込んでいることから、あわせて債務負担行為の補正も行います。

議案を2枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。こちらに記載のとおり平成31年度までの債務負担行為の限度額として、6億1,300万円を設定するものでございます。

以上が「(仮称)就学前教育支援センターの整備」に関するものでございます。

次に、補正予算概要の2ページにお戻りいただき、「杉並第一小学校長寿命化対策」についてご説明をさせていただきます。

本年5月に策定されました杉並第一小学校等施設整備等方針に基づき、杉並第一小学校の長寿命化に伴う各種設備の設定及び工事等に要する費

用の増額補正でございます。

本年5月15日開催の教育委員会におきましてご報告申し上げたとおり、これまでの杉並第一小学校等の複合化改築計画を見直したことから、本年度予定をしておりました実施設計につきましては取りやめることとなり、関連する経費につきましては、先の第2回区議会定例会において減額補正をしているところでございます。

一方、改築・複合化計画の見直しによりまして、杉並第一小学校の改築工事はこれまでの予定より7年程度先送りされることとなりました。このことに伴いまして、まずは杉並第一小学校の老朽化に伴う整備として、今回の補正予算案では、校舎内装・電気設備の設計及び西校舎屋上防水、体育館の安全対策工事等を行うこととし、そのための経費として、3,406万円を計上してございます。

今後につきましては、これからの時代にふさわしい教育環境への対応として、タブレットPCの配備や既存のコンピューター室を多目的ルームに改修することに加え、図書室と普通教室間の壁を撤去し、図書室の面積を既存の2倍に拡張する改修を検討することとしてございます。

また、これら一連の工事は基本的には長期休業期間を中心として行ってまいります。その施工に当たっては、様々な教育活動やクラブ活動等に配慮する観点から、本年度から平成32年度の4カ年程度をかけて、校舎内装改修を2期に分けたり、校庭・体育館のいずれかが使用できるように施行時期等を工夫するなど、児童の活動をしっかりと確保しながら着実に進めていく考えでございます。

以上が杉並第一小学校の長寿命化に伴う改修に関するものでございます。

最後に「富士見丘小・中学校の改築」についてご説明させていただきます。

本年5月10日開催の教育委員会におきまして、富士見丘小学校の移転改築及び富士見丘中学校との一体的整備のために取得した久我山二丁目の企業用地については、本格的な工事着工までの約3年間は用地の一部を自転車集積所として目的外使用させるとともに、残地については富士見丘中学校の第二校庭の活用を視野に検討していく旨の報告を行ったところでございます。

富士見丘中学校の現在の校庭は区内中学校の中で最も狭く、また、今

後の改築設計に向け、地盤調査等により校庭の使用が制限される可能性もあることから、当該地につきましては、同校の第二校庭として暫定的に整備を図ることとし、そのための経費2,127万6,000円を計上するものでございます。

具体的な内容でございますが、用地面積全体の約7,300平方メートルのうち約2,400平方メートル、おおむねテニスコート3面分の面積についてグラウンド舗装を行い、安全管理のための高さ5メートルの防球ネット、出入り口などを設けます。今回暫定整備する第二校庭は、授業、部活動の実施場所に用いるとともに、学校開放による地域の区民を対象とした利用にも供し、用地の有効活用を図ることとしております。

なお、先般ご報告した自転車集積所は、用地北側の傾斜地から中央部に移動し、第二校庭とともに一体的に整備し、整備費全体の縮減を図ることとしてございます。

以上が「富士見丘小・中学校の改築」に関するものでございます。

それでは、最後に1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

今回の補正額は、2億9,723万8,000円でございます。補正後の教育費の総額は、154億3,204万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第73号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第73号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。